

MKS会員の皆さまへ

MKS団体賠償責任保険制度

請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険



MKS団体賠償責任保険は

MKS会員の皆様のご要望にお応えした**専用設計**の大規模修繕工事向け賠償責任保険制度です。

開発コンセプトは『**管理組合様をお守りする保険**』です。皆様が様々な補償に加入していることを管理組合様にPR頂くことにより『**MKS会員の皆様の工事受注をご支援すること**』を目的としております。

\\ 初期対応費用担保特約条項のご案内 //

2023年1月以降始期契約より、「**風災見舞費用**」が新たに補償対象となりました。

2023年
1月改定
補償拡大

風災見舞費用として、台風等の風災による対物事故の被害者に対する見舞金・見舞品購入費用が補償の対象となりました。支払限度額（1,000万円）の内枠で1被害世帯・法人につき10万円、1事故につき100万円を限度となります。※**請負賠償責任保険が対象です。**

保険金のお支払いの対象となる事故例

- 建設現場で組んでいた足場が台風で倒壊し、隣家の屋根を損壊させたため、被害者に見舞品を購入した。
- 台風で工場の屋根が壊れて飛び、隣家の窓を損壊させたため、被害者に見舞金を支払った。

【ご注意】下記のようなケースは補償対象外となりますのでご注意ください。

被害財物が他人の自動車等の動産である場合

事故発生時の適切な初動対応は、
事態収拾までのスピードに大きく影響します。



初期対応費用担保特約条項で
初動対応に必要な費用を補償します。

詳細は裏面へ

補償の概要

この保険の対象となり得る事故が発生した場合の被害者への見舞費用、事故現場への出張費等の初期対応費用を補償します。なお、結果として被保険者が法律上の損害賠償責任を負わなかった場合でも補償します。

支払限度額(1事故)	身体障害見舞費用支払限度額*2	風災見舞費用支払限度額*2	免責金額
次のいずれか低い方の金額とします。 a. 基本契約の1事故支払限度額(対人支払限度額と対物支払限度額のいずれか低い方の金額) b. 1,000万円*1	1被害者につき 10万円*3	1被害世帯・法人等につき 10万円 1事故につき 100万円	なし

保険金のお支払い対象となる費用

補償拡大

事故への対応

事故の状況把握や原因調査等の事故対応にかかる様々な費用を補償します。



被保険者の役員・使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等



事故原因を調査するための費用



事故現場の保存や事故状況の調査・記録・写真撮影を行うための費用



事故現場の取り片付け費用



通信費



新聞等へのお詫び広告の掲載費用



被害者への対応

被害者との円滑な示談を進めるための見舞金等を補償します。



対人事故の被害者に対する見舞金・香典見舞品購入費用(身体障害見舞費用)

補償拡大



台風等の風災による対物事故の被害者に対する見舞金・見舞品購入費用(風災見舞費用)※

被保険者が所有・使用・管理する建物・屋外設備装置*1・工事の目的物*2が、風災*3に起因して損壊し、飛来・倒壊等が生じ、他人の建物・屋外設備装置*1を損壊させた場合に、その被害者に対して支払う見舞金・見舞品購入費用を補償します。ただし、事故発生の日からその日を含めて180日以内*4に支出した費用に限ります。

補償対象となる事故の例

- 台風で工場の屋根が壊れて飛び、隣家の窓を損壊させたため、被害者に見舞金を支払った。
- 建設現場で組んでいた足場が台風で倒壊し、隣家の屋根を損壊させたため、被害者に見舞品を購入した。

⚠️ ご注意

- 次のようなケースは、補償対象外となりますので、ご注意ください。
- 自動車等、他人の動産を損壊させた場合
 - 工事現場等にあるバリケード、コーンバー、組立前の足場部材等の工事・仮工事の目的物でない物が飛来し、他人の財物を損壊させた場合

- *1 建物の外部にあって、地面等に固着されている設備・装置・機械等をいい、温室・ビニールハウス・テント・街灯・信号機・標識・架線・植物を除きます。
- *2 建設現場で組まれている足場のような「仮工事の目的物」を含みます。
- *3 台風・旋風・竜巻・暴風等をいい、洪水・高潮等は含みません。
- *4 東京海上日動が期間の延長に同意した場合は、事故の発生の日から1年となります。

※風災被害により管理組合が加入する「マンション総合保険(管理組合保険)」で保険金を請求される場合でも、風災見舞費用保険金は支払対象となります。なお、あくまで「工事期間中」に風災被害が発生した場合に限ります。

本チラシは、初期対応費用担保特約条項の概要をご紹介したもので、特約条項に関するすべての事項を記載しているものではありません。保険の内容はパンフレット等をご確認ください。ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく取扱代理店または東京海上日動火災保険株式会社担当部署までお問い合わせください。

お問い合わせ

<取扱代理店>

株式会社 A.R.M.S.
Tel : 03-6402-2033 Fax : 03-6402-2032
受付 : 平日 9 : 00~17 : 00

<引受保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社
本店営業第二部 営業第一チーム
メール : MAIL1711@tmnf.jp